

宮古島市立西城小学校「いじめ防止基本方針」

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。そのことから、「いじめ問題」は、すべての教職員が自らの課題として切実に受け止め徹底して取り組むべき喫緊の課題である。

そこで、学校・家庭、地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために、「いじめ防止対策推進法」や「いじめ防止マニュアル」「人権ガイドブック」をもとに「西城小学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条第1項）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級・だれでも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、（必要に応じて学級担任）等からなる、いじめ防止等の対策のための委員会を設置し、月1回の定例会（生徒指導アンケート資料の集計をもとに話し合う）を開催する。

(2) 職員会での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。（学校全体で！ 同一步調で！）

(3) 年度初めに校内研修をもつ。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- 児童の実態を十分に把握し、支持的風土づくりのあるよりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践。
- 明るい挨拶と丁寧なお辞儀（語先・後礼の実施）による言語環境の基礎づくり
- 早寝・早起き・朝ご飯による生活リズムの確立や「西城っ子の一日」を活用した学習規律の育成。
- 年一回校内研修をする。

(2) 生徒指導の4つのポイントを生かした授業改善と特別活動の充実

- ①規範意識の醸成
- ②自己存在感の感受
- ③共感的な人間関係の育成
- ④自己決定の場の提供

(3) 相談体制の整備

- 全児童を対象に全職員が教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。（必要に応じて相談員や関係機関との連携も）

- (4) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策
 - 全校児童のインターネット（メール、LINE 等を含む）に関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。
- (5) 学校相互間の連携協力体制の整備
 - 中学校や近隣校との情報交換を行う。

4 いじめ早期発見のための取組

- (1) 日常の担任による児童観察
- (2) 保護者や地域との連携による実態把握
- (3) 毎月「ともだちアンケート」の実施
- (4) 学校評価を年2回行い、結果分析の共有を行う。
- (5) 児童の休み時間や放課後の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

5 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導と、その保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
 - ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
（「いじめ防止対策推進法」より）
- (2) 重大事態への対処
 - 事実関係を明確にするための質問紙調査等を行い、生徒指導委員会で対応を検討する。
 - いじめを受けた児童やその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
 - 重大事態が発生した旨を、宮古島市教育委員会に速やかに報告する。

7 家庭や地域との連携

- 学校だよりやホームページ、学級だよりによる子どもたちの活動の広報
- いじめ等に係る学校の考え方の周知（PTA総会や諸会合、学校だより等で）
- 学校だよりによる教育活動の広報と周知
- 朝の挨拶運動の立哨等とおした児童の実態の情報交換（職員・児童・安全協会等）
- 地域交通防犯協会及び地域情報交換会への参加による情報の提供・収集